

ガソリン自動車用の含酸素燃料に関する 直近の米国の状況

含酸素成分に関する規定

- 現在、Clean Air Act 211(k)(2)の規程により、大気汚染の基準未達地域のガソリンには2wt%以上(上限3.7wt%)の含酸素成分の添加が義務づけられている。
- 昨年9月、2004年までにMTBEの使用を全面禁止する法案が下院を通過。(現時点、法案としては未成立)
- カリフォルニア州知事指令により2002年末予定のMTBE添加禁止を2003年末へ延長。
- 現在、米国のエネルギーセキュリティーの観点等から自国で生産可能なエタノールの添加を義務づける法案が提出されており、審議中。この法案では、含酸素成分の添加義務は廃止されることとなっている。

含酸素成分添加義務づけに対する評価

- カリフォルニア州は、含酸素規定による大気改善低減効果は従来より小さくなり、含酸素無でも従来RFGと同等の性能達成可能とし、含酸素率規程についての免除申請を連邦環境保護庁(EPA)に提出した。(しかしながら、却下されたため、現在、係争中となっている。)
- その他、エタノール添加については、連邦環境保護庁(EPA)、全米学術研究会議(NRC)、等から、環境汚染の原因になるとの指摘も出されている。
 - エタノールの製造段階でのCO₂排出量。
 - エタノールは蒸発しやすいため、エバポVOC増加。
 - エタノール製造段階での汚染物質排出(排水等)。
- 仮に、米国においてエタノールの添加義務付けがなされた場合においても、既に含酸素成分添加義務があることから、エタノール10%添加を想定した自動車を開発・製造しており、自動車側に追加的対策は不要。